

2026年度 ぱあとなあ滋賀
ぱあとなあ基金助成（成年後見報酬の補填助成）募集要項

はあとなあ滋賀「ぱあとなあ基金に関する規程（以下、「規程」という）に基づき助成の申請を下記のとおり受け付けます。助成を希望する会員は規程を参照の上、別紙申請書に必要事項を記入して申請してください。

記

1. 申請期間：2026年 10月 1日（木）～ 10月 31日（土） ※消印有効
2. 対象案件：公益社団法人滋賀県社会福祉士会ぱあとなあ滋賀 ぱあとなあ基金に関する規程第3条第1項第1号該当案件
3. 対象案件期間：2026年 4月 1日～ 2026年 9月 30日（家庭裁判所の報酬審判決定日を基準とする。ただし市町報酬助成を申請した案件の場合は、市町報酬助成（却下）決定日を基準とする）
4. 助成金額：ぱあとなあ基金に関する規程第4条第1項および第2項に規程のとおり
※ 予算の範囲内で、助成の決定を行います。
5. 提出書類：助成申請書（様式1）および添付資料
※ 添付資料は、申請書および説明資料を参照ください。
※ 申請にあたっては所属ブロック運営委員に対し、申請内容の確認が必要です。
6. 提出先：公益社団法人滋賀県社会福祉士会 事務局
※ 必ず郵送で提出してください
〒525-0072
草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター 1階
公益社団法人 滋賀県社会福祉士会 宛
7. ぱあとなあ基金に関する規程第7条に基づく助成審査会において助成決定します。
2026年 12月 15日（火）までに、申請者に対して審査結果を通知します。